

## 鳥獣被害防止施設(侵入防止柵)貸出希望申請書 (宇部市鳥獣被害防止総合対策事業)

- 1 整備地区: \_\_\_\_\_
- 2 代表者住所: \_\_\_\_\_
- 代表者氏名: \_\_\_\_\_
- 連絡先: \_\_\_\_\_ 担当: \_\_\_\_\_

3 受益地(侵入防止柵の整備により囲まれる耕作地)

	大字	字	土地の地番	受益面積	耕作作物	所有者氏名	耕作者等氏名
①				. m <sup>2</sup>			
②				. m <sup>2</sup>			
③				. m <sup>2</sup>			
④				. m <sup>2</sup>			
⑤				. m <sup>2</sup>			
⑥				. m <sup>2</sup>			
⑦				. m <sup>2</sup>			
⑧				. m <sup>2</sup>			
⑨				. m <sup>2</sup>			
⑩				. m <sup>2</sup>			
⑪				. m <sup>2</sup>			
⑫				. m <sup>2</sup>			
合 計				. m <sup>2</sup>			

※受益地が12を超える場合は、別紙に記入してください。

※所有者と耕作者が同一の場合は耕作者の記名は不要です。

- 4 受益戸数: \_\_\_\_\_ 戸 ※所有者、耕作者等の合計を記入してください。

5 整備内容: 該当する事業区分、侵入防止柵の種類□欄にチェックをし、整備数量を記入してください。

事業区分	対象鳥獣	侵入防止柵の種類	柵高等	整備数量
<input type="checkbox"/> 新規整備 <input type="checkbox"/> 再編整備	イノシシ	<input type="checkbox"/> ワイヤーマッシュ柵	高さ1.2m	延長(再編整備については総延長) m
		<input type="checkbox"/> 電気柵(2段)	高さ0.4m	延長(再編整備については総延長) m
				出入口(ゲート) 箇所

※整備延長(再編整備については総延長)は、必ず実測又は精度の高い机上計測による数量を記入してください。(必要最低限の数量と認められない場合、事業を実施できない場合があります。また、資材の追加貸出はありません。)

6 添付書類:

・位置図(縮尺1/10000程度)

・平面図(縮尺1/2500程度)

平面図に侵入防止柵の整備位置を着色、整備延長、受益地の土地の地番及び荷下ろし希望場所を記入してください。

・農業被害を確認できる写真

受理

## 申請条件及び注意事項

- ・受益戸数が3戸以上であっても、単に個々の農地を囲むような計画の場合、個人施設とみなされ事業の対象にならない場合があります。侵入防止柵をより効果的に整備するため、地域等で十分調整して申請してください。
- ・申請時は受益戸数が3戸以上であっても、事業実施年度に受益戸数が2戸以下となった場合や施設の耐用年数の期間(ワイヤーメッシュ柵:設置後14年間、電気柵:設置後8年間)にわたり十分な利用が見込まれない場合には、本事業の対象外となります。
- ・本事業で貸出された資材を目的外又は別の場所に転用して使うことはできません。また、第三者に譲渡、転貸することはできません。 ※耐用年数が経過した施設は、受益者に無償で引き渡します。
- ・既に、宇部市鳥獣被害防止総合対策事業により侵入防止柵を設置した受益地に重複(電気柵の内側にワイヤーメッシュ柵を整備するなど)する整備はできません。
- ・設置完了期日(貸出年度の2月10日)までに、貸出した資材を受益者自らが適切な方法により設置できること。
- ・耐用年数期間中、以下の維持管理を履行できること。
  - (1)施設は常設(電気柵を除く)とし、全周を回り、定期的に施設の点検を実施する。
  - (2)適宜、設置箇所の草刈り・除草作業を実施する。
  - (3)必要に応じて、施設の修繕等を行う。
- ・資材の荷下ろし場所は、4tユニックが安全に通行、荷下ろし作業を行える場所で、1整備地区につき1箇所になります。また、荷下ろし場所から整備地区への運搬は、受益者に行っていただくこととなります。なお、希望場所については、業者の判断により、実施時に変更をお願いすることがあります。

**注) 将来の営農継続を踏まえた侵入防止柵の整備と認められない場合や適切な維持管理が見込めない場合は、採択されないことがあります。**  
**事業実施までの間に国の制度や取扱いが変更になった場合、事業採択されないことがあります。**

## 優先順位

- 1位: 地域で集落環境調査を実施、地域ぐるみ活動対策プランを作成し、県に受理された地区
- 2位: 農業振興地域の農用地
- 3位: 申請の受理順(申請に不備等がなく、内容に問題がなければ受理となります。)

※ 申請受理後であっても、地域ぐるみ活動対策プランを作成し、県に提出・受理された場合はプラン提出地区の最後へ順位を繰り上げることとします。なお、地域ぐるみ活動対策プランを作成した場合、3年間、農業被害金額の報告があります。また、取組事例集の作成に協力して頂く場合があります。

上記内容に同意したうえで、申請します。

受益者(受益地の所有者及び耕作者等)

住所	氏名(自署)	連絡先 (日中連絡の取れる番号)	備考
		上記のとおり	代表者
		-	-
		-	-
		-	-
		-	-
		-	-
		-	-
		-	-
		-	-

※代表者、受益地、受益者の変更があった場合は、農林整備課への連絡をお願いします。